

## 今週の専門用語

## 履行補助者の理論

債務者は、その債務の履行を履行補助者（使用人など）に任せることができるが、履行補助者の過失で債務不履行が生じたときは、その責任は債務者自身が負うことになる。これを履行補助者の理論という。民法の条文で直接規定されたものではないが、判例や学説において支持されている。税務申告業務にあてはめると、税理士（債務者）は、その業務を事務所職員（履行補助者）に任せることができるが、事務所職員の過失で納税者に損害が生じたときは、税理士自身が賠償責任を負うことになる。

## 損金算入配当

損金算入配当は、外国法人から受ける配当で、その配当が現地国で費用となる（損金算入される）もののこと。平成21年度改正前は、間接外国税額控除の対象となる配当から損金算入配当が除外されていたが、外国子会社益金不算入制度では適用対象とされた。イギリスやドイツは外国子会社からの損金算入配当を益金不算入制度の対象から除外しており、日本においても、BEPS行動2を踏まえ、損金算入配当を外国子会社配当益金不算入制度の対象外とすることが検討される方向。

## 過大支払利子税制

法人の関連者に対する純支払利子が一定の所得金額の50%超の場合、当該超過額を損金不算入とする措置。ただし、①純支払利子等が1千万円以下、②関連者への支払利子等（法人税の課税対象となるものは除く）の合計額が総支払利子等の50%以下の場合は適用対象外となる。本措置と過少資本税制が両方適用される場合は、損金不算入額が多い方が採用される。また、本措置の損金不算入額と外国子会社合算税制の合算課税額が両方生じる場合は、合算課税額の範囲内で損金不算入額を減額する。

From  
編集室

◆消費税率の引上げに伴い、消費者庁には便乗値上げに関する相談等が相次いでいる。4月1日～7日の1週間で442件の相談等が寄せられており、昨年10月からの累計では1,739件にのぼっている。◆典型的な例を挙げると、これまでの“税込価格”が“税抜価格”となり、この価格に8%が課されているというものだ。◆政府は中小事業者が消費税引上げ分を転嫁できるよう転嫁対策などで対策をとっているが、逆に便乗値上げに対する対策は行っていない。平成27年10月1日には10%への税率引上げが予定されているが、消費者感情を考えると今後の大きな課題となりそうだ。

(MIN)

## 週刊T&amp;Amaster 第544号

2014年4月28日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 [ta@lotus21.co.jp](mailto:ta@lotus21.co.jp)